



平成19年度予算決まる

一般会計 426億1,000万円
 (議会費363,146千円 前年比30.3%減)
特別会計 435億6,200万円
合計 861億7,200万円

今回可決された議案のうち、市政運営の根幹となる平成十九年度土浦市一般会計予算と特別会計予算は「自らのまちは自らが創る」の意識のもと、「日本一住みやすいまち」の実現に向けて取り組むため、事業の緊急性、優位性を勘案したものであり、その総額は八百六十一億七千二百万円あります。

歳出の主なものは、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりとして、新治地区の避難所に防災倉庫を設置し、備品を整備します。消防車両の整備では、災害対応型の三十

五メートル級はしご車や高規格救急車を更新し、消防、救急力の充実強化を図ります。また、将来を担う子どもたちを守るための対策として、自動体外式除細動器(AED)をすべての小学校に配備するとともに、学校への不審者対策として、未整備の小学校八校にインターホンを設置します。その他、以下の事業費などが計上されました。

- 【総務費】
 - ・土浦駅前北地区市街地再開発事業における(仮称)土浦市情報センター設置事業他
- 【民生費】
 - ・国民宿舎水郷への障害者用トイレ設置事業他
- 【衛生費】
 - ・新治地区公共施設におけるISO14001認証事業他
- 【土木費】
 - ・虫掛・藤沢間市道整備基礎調査事業他
 - ・JR常磐線摩利山踏切歩道新設測量事業

- ・中城通り電線地中化工事事業
- ・神立駅西口地区土地区画整理事業他

【教育費】

- ・土浦小学校の校舎及び屋内運動場改築事業
- ・三中地区公民館駐車場拡張整備事業
- ・博物館常設展示室改装事業他

条例の改正については、土浦市職員の勤務時間、休暇、特殊勤務に関する条例の一部改正をはじめ、土浦市手数料条例、土浦市新治運動公園条例などがありました。条例の制定については、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、助役に代えて副市長を置くこととし、在職する助役が副市長として選任されたものとみなす経過措置が設けられています。また、収入役を廃止して、一般職としての会計管理者を置くこととし、現に在職する収入役は、その任期中に限り引き続き収入役として在職するという経過措置が設けられました。その他、新図書館とマンションを核とする、土浦駅前北地区市街地再開発事業を施行する

ための各種条例が制定されました。また、最終日には、特別委員会から最終報告(四頁に要旨を掲載)が行われました。

人事案件としては、土浦市公平委員会の選任の同意と、人権擁護委員候補者の推薦が行われました。

■土浦市公平委員会委員

山口 雄三氏
 (中央一丁目七番十一号)

■人権擁護委員候補者

岡田 美枝子氏
 (霞ヶ岡町三十一番九号)

福田 幹男氏

(神立中央一丁目十五番五号)



寄附の禁止について

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、政治家本人が出席する場合の結婚祝いや香典などの特定の場を除き、法律で禁止されています。有権者が求めてもいけません。

贈らない



求めない



受け取らない

